

# 2021 MOTORCYCLES RULES



## モトクロス MOTOCROSS

### CONTENTS

#### ▼付則15 モトクロス競技規則

1 適用の範囲	276
2 モトクロス	276
3 コースの仕様	276
4 レース中の公式シグナル（合図）	277
5 出場車両	277
6 MFJ公認車両	277
7 ライダーの装備	278
8 クラス名称と排気量区分	279
9 出場申し込み	279
10 参加受理	280
11 公式通知・タイムスケジュール	280
12 参加定員	280
13 ゼッケンナンバー	280
14 燃料およびオイル	281
15 出場受付	281
16 車両検査	281
17 ライダーの変更	281
18 車両ならびにマーキング部品の変更	281
19 フリープラクティスまたは公式練習	282
20 ピットおよびサインエリア	282
21 公式予選	283
22 決勝レース出場台数	283
23 スタート位置の決定方法	283
24 ウォーミングアップ	283
25 レース	283
26 赤旗の提示と再スタートの方法	285
27 レース終了	286
28 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）	287
29 レース後の車両検査	287
30 レースおよび大会の延期、中止等	287
31 抗議	287
32 レース中の違反行為に対する罰則	288
33 本規則の解釈	289
34 本規則の施行	289

#### ▼付則16 2021年全日本モトクロス選手権大会特別規則

1 公示	290
2 競技会開催日程等	290
3 運営・実行組織	290
4 開催部門・クラス	290
5 参加資格	290
6 出場申し込み	291
7 出場料	291
8 参加受理	292
9 レースディレクターの役割	292
10 競技内容	292
11 賞および得点（ポイント）	293
12 出場車両	293
13 ゼッケンナンバー	294
14 ガソリンおよびオイル	295
15 車両検査	295
16 車両の変更	296
17 コースの下見	296
18 フリープラクティスおよび公式練習	296
19 決勝レース出場資格	296
20 スタート	297
21 レース	300
22 レース後の車両検査	300
23 総合順位の決定方法	301
24 抗議	301
25 本規則の解釈	301
26 本規則の施行	301
付則	301

#### ▼付則17 モトクロス基本仕様

#### ▼付則18 国内モトクロスの仕様

#### ▼付則18-1 全日本国際B級の仕様

#### ▼付則18-2 50ccクラスの仕様について

#### 2021年チャイルドクロス開催概要

※規則変更点は太字で示されています。

# 付則 15

## モトクロス競技規則



### 環境への配慮

モトクロスは自然の中で行うスポーツであり、このすばらしいスポーツを存続するため、競技中のみならず、日頃の練習時にもライダー・関係者は下記事項に注意しなければならない。

- ①全てのパーキングエリアを清潔に保つこと。
- ②パドックにおいては地面にオイル・ガソリン等をこぼさないようにマシンの下に環境マット（防水素材のシート）を使用すること。
- ③ゴミは全て持ち帰ること。
- ④地元住民に配慮し、通行時や早朝・夜間のエンジン音など注意すること。
- ⑤パーキング規制を重視し、緊急の場合のために通路を綺麗に保つこと。
- ⑥喫煙は喫煙場所以外で行わないこと。
- ⑦モトクロス場で決められたエンジンを掛けて良い時間を守ること。
- ⑧施設で定められた音量規制がある場合はそれを守ること。
- ⑨パドック利用においては他人を敬い、必要以上のスペースを確保せず、常に譲り合いの精神を持つこと。
- ⑩パドックでの宿泊が認められた大会においては、周囲に迷惑がかかる行為（深夜におよぶ騒ぎ声や飲酒等）は厳に慎しまなければならない。
- ⑪パドック内における貴重品の管理は全て各自で責任をもつこと。主催者、施設は一切責任を負わない。
- ⑫会場では常に防火対策に努め、ABC粉末タイプ4型（内容量1.2kg）以上の消火器を準備しておく。

### 1 適用の範囲

以下に記す規則は、国内すべてのMFJ公認モトクロス競技会に適用される（世界選手権を除く）。

### 2 モトクロス

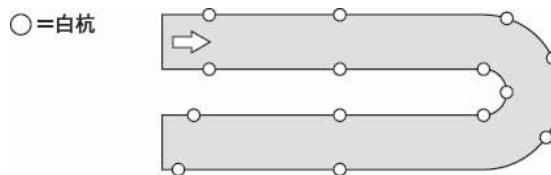
モトクロスとは、走路面に凹凸、急勾配、走路方向が急変するような地形の場所で行なわれるクロスカントリーレースである。

### 3 コースの仕様

コースの長さは1周を3km以下とし、その幅は少なくとも追い越し可能なゆとりを持たせなければならない。また、コースや付帯設備は、別に定めるモトクロス会場に関する規則に準拠し、適切なレーシングコンディションと安全性が確保されていなくてはならない。

### ●コースの定義

- ・コースの端は白杭もしくはコーステープ等で示される。
- ・進行方向左右の白杭（またはテープ等）の間をコースとする。
- ・同じ側の杭と杭の間は、原則としてその間を結ぶ直線上をコースとみなす。



## 4 レース中の公式シグナル(合図)

ライダーは掲示される公式シグナルを確認し、そのシグナルに従わなければならない。

- 4-1 公式シグナル（合図）は、約750mm×600mm寸法の旗を使用し、次のように与えるものとする。

シグナル		意味
赤旗		レースが停止された。速度を落とし安全にスタートゲートに戻る。 再スタート時、全ライダーはスタートゲートに戻る。（ただしパドックに戻ったライダーはスタートできない）
黒旗と黒地に白文字でゼッケンを記したボード		サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。
		速度を大幅に減速、停止準備、追い越し禁止、大幅に減速してジャンプを通過すること
黄旗	静止	この先に転倒または事故現場がある
	振動	転倒、事故発生場所又は事故発生場所の直前フラッグポストを示す
	※静止提示～振動～転倒・事故発生場所を通過した区間までを適用範囲とする。黄旗振動場所を過ぎても、転倒及び事故発生場所を過ぎるまでは、速度を大幅に減速して、いつでも停止できる状態で走行しなければならず、追い越しは禁止される。	
青旗（振動）		警告、ラップされようとしている
緑旗		レーススタート時におけるコースクリアを示すため、およびエンジン始動の合図に使用される場合がある。
チェックマーク旗（白黒）		レース終了
白旗	静止（ゴールラインで提示）	コース内のどこかで救護活動が行なわれている。
	振動（救護現場で提示）	救護活動場所を示す。
黄旗とともに白旗を振動させて、後続者に知らせる。白旗振動が提示されている場所（救護活動場所）付近では細心の注意を払い、すぐ停止できる速度まで減速して通過すること。救護員が危険にさらされたと判断される様な速度で通過した場合は、そのライダーに罰則が与えられる場合がある。		

- 4-1-1 レース中の公式シグナルの違反は、罰則が与えられる。罰則は、大会審査委員会が違反の内容により裁量を決定する。

- 4-2 競技内容が示されている規定の時間を経過した後、トップのライダーがゴールを通過した時点から、残りの周回数を示すボードが提示される。

## 5 出場車両

車両は、第3章競技会【17出場車両】（48頁）の限度を充たし、安全上完全に整備されており、メインフレームおよびクランクケースには認識番号が刻印されているかまたは認識マークが表示されていなければならない。

なお、改造されて型式（モデル）が判別できないような車両または車両検査にて不合格となつた車両は競技会に出場することはできない。

## 6 MFJ公認車両

全日本選手権シリーズIB OPENクラス・レディースクラス、地方選手権シリーズナショナルク

# モトクロス競技規則

ラス（NA）・ジュニアクロスはMFJ公認車両でなければならない。

MFJ公認車両は、[MFJ公認車両]（420頁～）およびMFJホームページ（<http://www.mfj.or.jp>）を参照。

## 7 ライダーの装備

- 7-1 ヘルメット：第3章競技会【16ライダーの装備】（48頁）を参照のこと
- 7-1-1 ヘルメットはMFJがモトクロス用として公認したものでなければならない。
- 7-1-2 MFJ公認ヘルメットには、MFJ公認マークが貼付されている。  
※MFJ公認マークの見本は23頁参照  
※MFJ公認ヘルメットリストは430頁参照
- 7-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行なわれ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用が禁止される。  
〈使用が認められない例〉  
1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）があるもの  
2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕があるもの  
3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み等）のあるもの  
4) アゴ紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障のあるもの  
5) シールドのある場合、シールド固定部の損傷、シールド自体にひび割れのあるもの
- 7-2 ヘルメットおよび装備品へのウェアラブルカメラ（各種取付ステーも含む）等の装着は禁止する。
- 7-3 ゴーグル  
ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので、転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。
- 7-4 ライダーの服装
- 7-4-1 服装は、レース中ライダーの身体の安全を確保し、車両の操縦を防げるものであってはならない。
- 7-4-2 自由な動作を妨げない長袖のジャージと長ズボンを着用しなくてはならない。
- 7-4-3 適切な素材製のグローブと、ヒザ下までを保護する皮革または皮革と同等の強度を持った樹脂等で形成されたブーツの着用が義務付けられる。
- 7-4-4 バックプロテクター・チェストガード（ブレストガード）・ニーブレース等のプロテクター類を装着することが強く推奨される。

### [予告]

2022年から全日本選手権のIA1・IA2・IBOPEN・レディースクラスに出場するライダーは、バックプロテクター・チェストガード（ブレストガード）の装備が義務付けられる。

バックプロテクター・チェストガード（ブレストガード）は硬質の樹脂製であること。

内側には衝撃緩衝効果のある素材が取り付けられていることが望ましい。

CE規格・EN1621-2 [Level1またはLevel2] 適合品のバックプロテクターおよびEN1621-3 [Level1またはLevel2] 適合品のチェストガードを使用する場合は、硬質の樹脂製でなくても使用が認められる。

バックプロテクターおよびチェストガード（ブレストガード）はジャージの上に着用しても、ジャージの下に着用しても良い。

7-4-5 下記の保護部位は、ウェアに皮革製のパッドが装備されているか、または衝撃緩衝効果のある素材（発泡ウレタン等）で覆うことが強く推奨される。ウェアにパッドが装備されていない場合は、外側が硬質の素材で内側は衝撃緩衝効果のある素材で出来た別体式のプロテクターを下記部位に装備することが強く推奨される。

＜保護部位：肩、ヒジ、腰部およびヒザ＞

7-4-6 マウスガード（マウスピース）

口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガードが装着を推奨される。

マウスガードの色は、口の中の出血が見分けやすいように赤色以外の明るい色が望ましい。

當時噛み合わせをしていないと固定されないタイプのものは、誤飲防止のため、使用を禁止する。

## 8 クラス名称と排気量区分

\* クラスは以下のとおりとする。公認：昇格対象（IA除く）承認：昇格対象外

\* 参加者は、第3章競技会「競技参加者」（46頁）に合致していなければならない。

Format	Class	Vehicle Rule	License							Exhaust Gas Volume				Max Cylinders	Max Shifting Stages
			MXIA	MXIB	MXNA	MXNB	MXJ	PC	Others	2 Stroke	4 Stroke				
[公認] 全日本	IA1	Basic model only	○	×	×	×	×	×	-	175cc exceeds 250cc	290cc exceeds 450cc	1	6		
	IA2	Basic model only	○	×	×	×	×	×	-	100cc exceeds 125cc	175cc exceeds 250cc	1	6		
	IBOPEN	MFJ certified vehicle (basic model + domestic model)	×	○	×	×	×	×	-	100cc exceeds 125cc	175cc exceeds 250cc	1	6		
	レディース	MFJ certified vehicle (basic model + domestic model)	○	○	○	○	○	×	※①	65cc exceeds 85cc	85cc exceeds 150cc	1	6		
[公認] 地方選	インターナショナル オープン (IO)	Basic model only	○	○	×	×	×	×	-	100cc exceeds 125cc	175cc exceeds 250cc	1	6		
	ナショナル (NA)	MFJ certified vehicle (basic model + domestic model)	×	×	○	×	×	×	-	100cc exceeds 125cc	175cc exceeds 250cc	1	6		
	ノービス (NB)	Basic model only	×	×	×	○	×	×	-	100cc exceeds 125cc	175cc exceeds 250cc	1	6		
	ジュニアクロス (JX)	MFJ certified vehicle (basic model + domestic model)	×	×	×	×	○	×	-	65cc exceeds 85cc	85cc exceeds 150cc	1	6		
[承認]	オープン85 (OP85)	Basic model only	○	○	○	○	○	×	EJ	65cc exceeds 85cc	85cc exceeds 150cc	1	6		
	キッズ65 (K65)	Basic model only	×	×	×	×	○	○	-	49cc exceeds 65cc	49cc exceeds 110cc	1	-		
	チャイルドクロス (CX)	50cc vehicle rule	×	×	×	×	○	○	※②	50cc	50cc	1	-		
	2st125cc	Basic model only	○	○	○	○	○	×	EJ	100cc exceeds 125cc		1	6		

略称…MXIA（国際A級）、MXIB（国際B級）、MXNA（国内A級）、MXNB（国内B級）、MXJ（ジュニア）

※① レディースクラスは、MXJ、MXNB、MXNA、MXIB、MXIAライセンス所持者の女性のみ参加対象

※② チャイルドクロス（承認50cc）は小学校3年生以下のMXジュニアライセンスまたはPCライセンス所持者が参加対象

\* 2ストローク150ccで公認申請があった車両は、MFJに認められた場合「モトクロス特別公認車両」として「1クラス」、「オープンクラス」への出場が認められる。

## 9 出場申し込み

9-1 出場申し込み場所および期間は、大会特別規則に明記される。

9-2 出場申し込み手続き

9-2-1 各部門とも所定の申込書に必要事項をすべて記入し、出場料を添えて大会事務局（主催者の指定するエントリー先）に提出しなければならない。

9-2-2 2クラス以上に出場を申し込む場合、申込書は1枚でよい。ただし、2クラス以上の出場に必要な事項をすべて記入すること。万一記入漏れのあった場合、申し込みを拒否される場合がある。

9-2-3 郵送の場合は現金書留を使用し、締切日当日の消印のあるものまでが有効となる。

9-2-4 締切日以降の申し込みおよび電話・FAX等の申し込みは一切受け付けない。

# モトクロス競技規則

9-3

## ピットクルー

PCライセンスにおいては、当該年度有効なライセンスカードに、ライダーとともに登録されている保護者（1名）をピットクルーとして登録することができるが、J（ジュニア）・NB・NA・レディース・IB・IAは別途ピットクルーライセンスが必要である。

## 10 参加受理

10-1

必要事項を記入した出場申込書、および所定の金額を決められた期間内に大会事務局が受理した者のみ、参加受理書が発送される。

10-2

大会が中止された場合、または参加者が何らかの理由によって拒否された場合のみ（申込者が必要な手続きを怠った場合はこれにあてはまらない）出場料が返却される。

10-3

いったん受理された出場料は、上記10-2および第3章競技会〔**29**競技会の延期および中止等〕（51頁）の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった場合も同様とする。

## 11 公式通知・タイムスケジュール

公式通知およびタイムスケジュールの詳細は、申し込み締切後に通知される。

第1章総則〔**5**大会特別規則ならびに公式通知〕（32頁）

## 12 参加定員

定員は定めない。

## 13 ゼッケンナンバー

13-1

ゼッケンナンバーは、車両検査までに規定の書体および色で記入しなければならない。付則17モトクロス基本仕様〔**3**-15ナンバープレート〕（309頁）

13-2

ゼッケンナンバーの状態は、車両検査時に車検員によって確認され、判読しにくくないと判断された場合には修正が要求される。

ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正し、再度車両検査を受けなければならない。

13-3

レース中、ナンバープレートや配布されたゼッケンを装着せずに走行したり、間違ったゼッケンナンバーを装着して走行してはならない。ゼッケン未装着や異なったゼッケンで走行した場合、その周回数は記録されない。

13-4

雨天時において、競技監督が判断した場合、ヘルメット後部に補助ゼッケンプレート（9cm×9cm程度）を取り付けなければならない。



13-5

雨天時に、補助ゼッケンの装着の妨げにならないヘルメットカバーの使用は、認

められる。

## 14 燃料およびオイル

- 14-1 ガソリンは無鉛ガソリンに制限される（AVガス、航空機用燃料等は使用できない）。ガソリンおよびオイルに関する詳細は第3章競技会【18】燃料およびオイル】（49頁）および付則17モトクロス基本仕様【4】燃料、燃料／オイルの混合液／冷却水】（311頁）による。
- 14-2 ガソリンの銘柄およびその詳細が主催者によって指定された場合は、指定ガソリンを使用しなければならない。
- 14-3 ガソリンの運搬については、消防法第16条の規定に従った方法で行なわなければならない。

## 15 出場受付

- 15-1 出場受付の時間および場所は、公式通知によって示される。
- 15-2 定められた時間内に、必ずライダー本人または当該ライダーのピットクルーはMFJライセンス、参加受理書および健康保険証（コピー可）を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 15-3 当該年度有効なMFJライセンスを提示できない者は、出場が認められない。
- 15-4 未成年者の参加承諾書は、ライセンス申請時に提出しなければならない。

## 16 車両検査

- 16-1 車両検査は、公式通知に示されるタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行なわれる。
- 16-2 車両検査のための車両は、ライダー本人または当該ライダーのピットクルーが出場受付終了後、車両仕様書とともに持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。また、車両に打刻されたナンバー（エンジン部・フレーム部）が失われている車両については、販売証明書の添付または交換前の刻印のあるフレーム・クランクケースを車両検査場に提示すること。認識番号のないフレーム・エンジンについては、車検で、フレーム・エンジンに認識マーク（打刻またはペイント）を付加する方法も認められ、以降の競技会の車両仕様書の認識番号として使用できる。
- 16-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判定された車両は、練習走行を含む一切の走行を拒否される。
- 16-4 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両の検査を行なうことができる。その際、規則に準拠していない車両がある場合、当該車両の使用は認められない。

## 17 ライダーの変更

ライダーの変更は認められない。

## 18 車両ならびにマーキング部品の変更

- 18-1 登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要が生じた場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行ない、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。

## モトクロス競技規則

- 18-2 公式車検終了後の車両変更手数料は、5,000円とする。
- 18-3 当該大会車検終了後から、安全上の理由（亀裂・破損・故障など走行に支障をきたす状態）により、マーキング部品【フレームボディおよびエンジン（クランクケース）またはその両方】を交換する必要が生じた場合は、競技監督の許可を得て、定められた時間内に所定の書式に従って変更申請手続きを行なう。元の部品を提示することを条件にマーキング部品の交換が認められる。
- 18-4 変更手数料は、一部品【エンジン（クランクケース）またはフレームボディ】につき5,000円とする。  
第3章競技会[⑩競技出場の申し込み](49頁)、[⑪ライダーおよび車両の変更](49頁)
- 18-5 車両ならびにマーキング部品の変更は、同一部門・同一車両メーカー・同一排気量同士のみ認められる。
- 18-6 識別のないフレームボディまたはエンジン（クランクケース）に変更する場合は、部品番号が表示され、公認部品であることが証明できるメーカーまたは販売店発行の部品証明書を車検で提示するか、または交換前の刻印のあるフレームボディまたはエンジン（クランクケース）を車両検査場に提示すること。さらに別の方として、車検で、認識番号のないフレームボディまたはエンジン（クランクケース）については、車検でフレームボディまたはエンジンの認識マーク（打刻またはペイント）を付加する方法も認められ、以降の競技会の車両仕様書の認識番号として使用することが認められる。  
いずれかの提示ができない場合は、原則として競技会への出場は認めない。
- 18-7 規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行なわない。

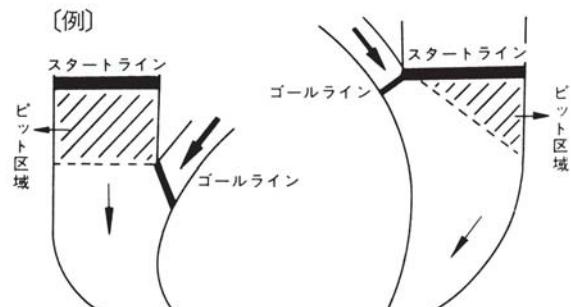
## 19 フリープラクティスまたは公式練習

大会によって、フリープラクティスまたは公式練習が設けられる。フリープラクティスへの参加は任意とするが、安全上の理由から参加することが望ましい。公式練習への参加は義務とする。

公式練習で走行できる車両は、当該競技会に出場することを許可された車検合格済の車両のみとする。

## 20 ピットおよびサインエリア

- 20-1 ピットおよびサインエリアは主催者により指定される。特に指定のない場合のピットエリアは、スタートラインからゴールラインまでの、周回走行の妨げとなるないコースサイドまたはコース上である。
- 20-2 ピットクルーはサインエリアを厳守しなければならない。
- 20-3 決勝レースにおいては、サイティングラップ終了時間までスタートティングエリアをピットエリアとし、当該ライダーへ登録されたピットクルー1名のみ、安全に走行するための作業は認められる。ただし給油作業を行なう場合、必ず主催者が指定した場所で行なわなければならない。



20-4 ピットエリア内で車両整備などに従事するメカニックの数は、2名以内に限定され、いずれも当該年度有効なピットクルーライセンス所持者で本大会出場申込時に登録された者とする。

20-5 レース中、サイレンサー、マフラー、チャンバー等の部品が外れた、または破損した場合は、競技役員より当該ライダーに対して黒旗およびゼッケンを記したボードが提示される。提示されたライダーは速やかにピットエリアに入り、修理しなくてはならない。修理後、競技役員の許可を得た上で再スタートが認められる。

## 21 公式予選

21-1 各クラスの出場申し込み台数が、決勝レース出場台数を超えた場合、決勝進出者決定のために公式予選が行なわれる。

21-2 公式予選の内容

21-2-1 公式予選は、原則として各クラス別に行なわれる。

21-2-2 公式予選の日程は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。

21-2-3 公式予選は原則として大会特別規則もしくは公式通知に示される周回数のレースによって行なわれる。

## 22 決勝レース出場台数

決勝レース出場台数は原則として最大30台とするが、各大会ごとに定められる公式通知に示される。

## 23 スタート位置の決定方法

スタート位置の決定方法は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。

一度スタートティンググリッドを選択した後の位置の変更は認められない。

## 24 ウォーミングアップ

24-1 エンジンのウォーミングアップは、主催者より指定された場所および時間帯に限られる。

24-2 ウォーミングアップ以降、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図がなされた後（キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後）はライダーから“待て”的サインがあつても競技は続行される。

## 25 レース

25-1 スタートまでの行動

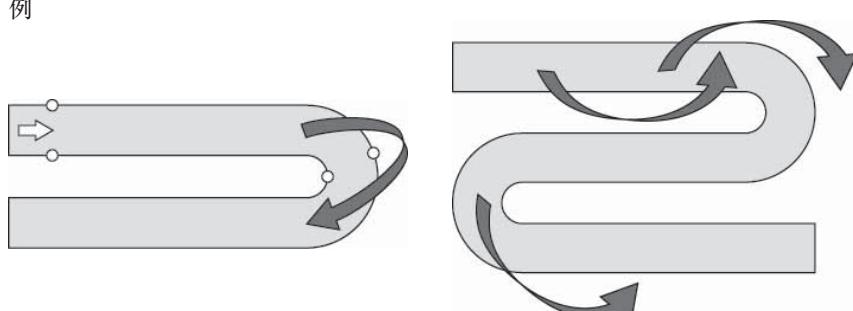
25-1-1 ライダーは、大会特別規則または公式通知に定められたタイムスケジュールを厳守しなければならない。

25-1-2 ライダーは、スタート前チェック後、車両とともに指定区域内に待機していなければならない。

25-2 スタート

25-2-1 スタートの方法については、原則として各部門ともスタートティングマシンを使用したエンジンランニングスタートとする。ただしスタートティングマシンを使用しない場合は、主催者の定めるスタート方法とする。

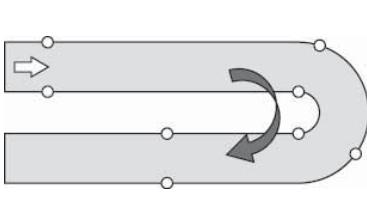
## モトクロス競技規則

- 25-2-2 スタート位置は、すべて正規のスタートラインからなされるものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは、一切考慮されない。
- 25-2-3 スターティングマシンが使用される場合、車両の位置はスターティングマシン後方の区域内とする。
- 25-2-4 スタートの合図は、スタート係の合図（国旗等）によって行なわれる。ただし、スターティングマシンを使用する場合は、この限りでない。
- 25-2-5 スタート時にフライングがあった場合は、スタートライン前方（第1コーナー付近）において赤旗が提示され、再スタートとなる。また、同一ライダーが再度フライングした場合、当該ライダーは失格となる。
- 25-3 コースアウト  
ライダーは、走行中、止むを得ず定められたコースを外れ、再びコースに戻る場合、安全確認を行ない、外れた地点からコースに復帰しなければならない。ただし、外れた地点からコース復帰することが困難な場合は、直近の安全な地点で、時間・順位のいずれの観点でも有利とならないように、復帰することが認められる。復帰する場合は、安全確認を行なわなければならない（※ジャンプの着地点および後方からのライダーが確認できない位置からのコース復帰は、禁止する）。自分に有利となる場所から復帰した場合、または大会審査委員会で有利と判断された場合、当該審査委員会にてペナルティーが科せられる。
- 25-3-1 コースアウトの詳細  
定義：直線の両サイドやコーナーのアウト側からはみだす等、時間・順位いずれの観点においても有利にならず、コースに復帰する状態を指す。
- 例
- 
- 25-3-2 復帰方法  
減速し、コースアウトした場所からできるだけ近く、コース復帰可能な地形であり、かつ後続ライダーから見える位置から安全を確認して復帰する（ジャンプの着地点からの復帰は禁止される）。
- 25-3-3 罰則対象となる例
- ①コース復帰時に後続のライダーの走行に影響を与えた（後続に減速させた、回避行動等をさせた等）
  - ②順位を上げた
  - ③コース外を走行中、減速せずオフィシャルやプレス等を危険にさらした
- 25-4 コースのショートカット  
コースのショートカットは禁止する。コースをショートカットした場合、その内容に応じてペナルティーの対象となる。ペナルティーの量刑は当該審査委員会にて決定される。

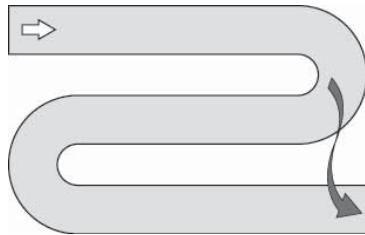
## 25-4-1

## コースショートカットの詳細

定義：一旦コース外に出てコースへ復帰する際、距離・時間・順位のいずれの観点でも有利となる状態を指す。



コーナーのイン側のコース外を走行し距離・時間・順位のいずれの観点でも有利となる行為



コースアウト後、距離・時間・順位のいずれの観点でも有利な場所からコースに復帰する行為

## 罰則対象となる例

- ①コースをショートカットした場合は、罰則が与えられる（失格・1周減算等）  
※危険回避等やむを得ずショートカットし順位を上げてしまった場合においても、速やかに元の順位に戻った場合、罰則の対象とされない場合がある。
- ②コース復帰時に後続のライダーの走行に影響を与えた場合（後続に減速させた、回避行動等をさせた）

## 26 赤旗の提示と再スタートの方法

## 26-1

赤旗を提示した場合のレースの成立および再スタートのガイドライン

## 26-1-1

再スタートする場合のレース時間や周回数は当該大会審査委員会が決定する。

## 26-1-2

赤旗が提示され、再スタートしない場合、以下のガイドラインに則る（第3章競技会52頁29-5-2-1⑥参照）。

## 26-1-2-1

トップ走者が定められた時間（1周は考慮しない）または周回数の1/3未満だった場合はポイントは与えられない。

## 26-1-2-2

トップ走者が定められた時間（1周は考慮しない）または周回数の1/3～2/3未満だった場合は「レース成立」とし、赤旗の提示される前の周回の順位によって通常の半分のポイントが与えられる。

## 26-1-2-3

トップ走者が定められた時間（1周は考慮しない）または周回数の2/3以上走行した場合は「レース成立」とし、赤旗の提示される前の周回の順位によって通常のポイントが与えられる。

## 26-1-2-3-1

この場合、再スタートはしない。

## 26-2

再スタートの方法（手順）

## 26-2-1

赤旗が提示され、再スタートする場合は、以下の手順に則る。

## 26-2-1-1

トップ走者が定められた時間（1周は考慮しない）または周回数の1/3未満だった場合。

## 26-2-1-1-1

ライダーは速やかに当該レースで選択したグリッドへ再び入る。（一旦エンジンを停止する）

## 26-2-1-1-2

ただし、パドックに戻ったライダーはスタートできない。

## モトクロス競技規則

- 26-2-1-1-3 メカニック（1名のみ）は、全ライダーが再スタートの為にグリッドへ並んだ後、担当競技役員の指示によりスタートエリアに入ることができる。
- 26-2-1-1-4 燃料補給は、指定された場所で行なうこと。
- 26-2-1-1-5 担当競技役員より、再スタートする時刻が公示される。（再スタートまでの時間をカウントダウンボードで提示する）
- 26-2-1-1-6 担当競技役員がカウントダウンボードの提示と同時にグリーンフラッグ提示またはエンジンスタートの合図を出し、エンジンを始動する。
- 26-2-1-1-7 1分前のボード提示時にメカニックはスタートエリアから退去する。
- 26-2-1-1-8 15秒前のボードを提示。
- 26-2-1-1-9 5秒前のボードを提示。
- 26-2-1-1-10 5～10秒でゲートが落ちる。
- 26-2-1-1-11 赤旗が提示される前までにライダー間に発生していた時間差は再スタート時に考慮されない。
- 26-2-1-1-12 再スタートする前までのレースは、一切結果に考慮されない。
- 26-2-1-1-13 スタートした後エンジンのかからない等整備が必要な車両は、競技監督の許可の下、ライダー本人または当該ライダーに許可されたピットクルー1名のみが、再スタートのための作業をグリッドで行なうことができる。
- 26-2-1-2 トップ走者が定められた時間（1周は考慮しない）または周回数の1/3～2/3未満だった場合。  
残りのレース時間 + 1周でレースを行なう。
- 26-2-1-2-1 再レースまでの間、メカニックの作業は行なうことができない。  
ただし、パドックに戻ったライダーはスタートできない。
- 26-2-1-2-2 赤旗提示前までのゴールライン通過順にスタートライン前から1コーナーに向けて縦に並べる。
- 26-2-1-2-3 担当競技役員が、1台ずつ旗でコースインを指示して再スタートが開始される。  
＊スターティングマシンは使用しない。
- 26-2-1-2-4 赤旗が提示される前までにライダー間に発生していた時間差は再スタート時に考慮されない。
- 26-2-1-2-5 再スタートする前までのレースは、一切結果に考慮されない。
- 26-2-1-2-6 スタートした後エンジンのかからない等整備が必要な車両は、競技監督の許可の下、ライダー本人または当該ライダーに許可されたピットクルー1名のみが、再スタートのための作業をグリッドで行なうことができる。

## 27 レース終了

- 27-1 レース終了は、チェッカー旗が振られ、フラッグマーシャルが定位置を離れるか、またはマーシャルがコースを一巡することによって示される。
- 27-2 トップを走行するライダーが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
- 27-3 何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースは、それが本来終了する時点で終了したものとみなされる。
- 27-4 フィニッシュライン通過の定義  
人車一体で、フロントタイヤの先端がフィニッシュラインを通過した時点とする。  
ただし自動計測機器が使用されている場合は、この限りではない。

- 27-5 ライダーは、レース終了時にチェックを受けた後、後ろから来るライダーとの接触を避ける為に、主催者が示すセーフティラインを過ぎる位置まで、速度を下げずスピードを保持したまま、安全を確保できるエリアまで進まなければならない。

## 28 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）

順位は以下の優先順位に基づき決定される（いかなる場合も完走者およびチェックが優先される）。

- 28-1 優勝者  
優勝者は、定められた周回数またはレース時間を最短時間で完走したライダーとする。
- 28-2 完走者  
優勝者の75%（少数点以下は切り捨てる）以上の周回数を完了したライダーを完走者とする。
- 28-2-2 レース途中でリタイヤしたライダーも28-2-1に基づき完走周回数を完了している場合は、完走者とみなされる。
- 28-3 順位の優先  
チェックを受け完走周回数を満たしたライダーで周回数の多い順。
- 28-3-2 28-3-1で同周回の場合はチェックを受けた順。
- 28-3-3 チェックを受けられなかった完走周回数を満たしたライダーで、周回数の多い順。
- 28-3-4 28-3-3で同周回数の場合はゴールライン通過順。
- 28-4 その他の優先順位（未完走者）  
この項に該当するライダーは順位は付かないが、リザルト上の優先順位を下記のとおりとする。
- 28-4-1 周回数の多い順。
- 28-4-2 同周回数の場合、ゴールライン通過順。
- 28-5 得点  
得点は第3章競技会 [29公式得点（ポイント）] (51頁) によって与えられる。  
得点は「完走者」に対してのみ与えられる。

## 29 レース後の車両検査

- 29-1 レース終了後、原則として1～6位の車両は直ちに定められた区域内に管理され、暫定結果発表後20分間保管され、必要に応じて検査される。
- 29-2 上記車両は、必要に応じて車両重量および音量が測定され、規定を満たしていない車両の当該ライダーは失格とする。

## 30 レースおよび大会の延期、中止等

第3章競技会 [29競技会の延期および中止等] (51頁) による。

## 31 抗議

- 31-1 抗議は、第4章MFJ裁定規則 [36競技会における大会審査委員会への抗議] (56頁) による。
- 31-2 抗議は、暫定結果発表後20分以内（全日本・地方選手権共通）に当該ライダーおよびそのエントラント代表者だけが行なうことができる。

## モトクロス競技規則

- 31-3 車両の分解が必要とされる場合は、決勝レース（2ヒート制の場合はヒートⅡ）暫定結果発表後に行なう。
- 31-4 車両の分解に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。この車両の分解等に要する費用は下記とする。

分解内容	2ストローク	4ストローク
カムシャフトまわり分解		1.5万円
シリンダー・ヘッド分解（バルブ分解含まず）	1万円	2万円
シリンダー・ヘッド分解（バルブ分解含む）		3万円
腰上分解（シリンダー、ピストン分解含む）	2万円	4万円
左右カバーおよびエンジン電装類分解	1.5万円	1.5万円
エンジン全バラ（クランクケース分解含む）	5万円	10万円

※上記費用には作業工賃およびガスケット類等の消耗品の値段を含む。

- 31-5 車両の分解検査に立ち会う者は、車検長および抗議を受けた当事者のみとする。

## 32 レース中の違反行為に対する罰則

競技監督の上申に基づき、その輕重により審査委員会が国内競技規則第4章MFJ裁定規則に基づき、罰則を科す。なお、大会審査委員会は、資格停止等さらに重い罰則が相当すると認めた場合、国内規律裁定委員会へ違反事実を報告し、審議依頼することができる。

- 32-1 以下の行為は、自動的に失格とする。
- 32-1-1 コースを逆走した場合。
- 32-1-2 同一ライダーが同一レースでフライングを2度繰り返した場合。
- 32-1-3 レース中に、ピット区域以外のパドックに戻った場合。
- 32-1-4 レース後の再車検に合格しなかった場合。
- 32-2 以下の行為を行った場合、大会審査委員会がその内容により最大失格の罰則を科す。
- 32-2-1 示された合図旗に従わなかった場合。
- 32-2-2 黄旗区間における危険行為
- 32-2-3 ライダー（メカニック等のチーム関係者含む）が競技役員（大会主催者が任命したスタッフ含む）の指示に従わない場合。または、競技役員（大会主催者が任命したスタッフ含む）に対して暴言、攻撃的な言動をとった場合。
- 32-2-4 1度コース外に出て、明らかに自分に有利となる所より再びコースに復帰したと判断された場合。
- 32-2-5 故意に走路を妨害した場合。
- 32-2-6 公式練習、公式予選、サイティングラップを含む決勝レース・決勝ヒート中にコースを走行するライダーがピットエリア以外の場所で指示を受けた場合、ライダーに対し罰則が科せられる。
- 32-2-7 レース中に外部からの援助を受けた場合。  
※外部からの援助の定義  
公式練習、公式予選およびレース／ヒートの間にピットエリア以外の場所で外部からのいかなる援助を受けた場合を指す。  
(ただし、主催者に任命された競技役員がその役務の一環として安全上の理由から行う行為を除く)
- 32-2-8 公式練習、公式予選、サイティングラップを含む決勝レース・決勝ヒート中にライダーが外部との電波を発する機器（無線機・携帯電話・ブルートゥース等）による通信を行った場合は、罰則が科せられる。

- 32-3 その他、競技規則に対する罰則は、第4章MFJ裁定規則（54頁～）による。  
32-4 参加者は第3章競技会【15競技参加者の遵守事項】（47頁）を守らなければならない。

## 33 本規則の解釈

本規則および競技に関する疑義は、大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

## 34 本規則の施行

本規則は、2021年1月1日より施行する。

